

○瀬戸内市建設工事等入札指名委員会設置規程

平成16年11月1日

訓令第24号

改正 平成18年5月1日訓令第23号

平成19年3月28日訓令第25号

平成22年3月25日訓令第5号

平成22年11月4日訓令第39号

令和2年3月31日訓令第3号

(設置)

第1条 瀬戸内市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務及び物品の売買、修理等(以下「建設工事等」という。)の請負契約及び業務委託契約について、入札参加資格及び基準の厳正かつ公正な適用を図り、もって契約の適正を期するため、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 入札参加者の適格性の審査及び等級格付の決定
- (2) 一般競争入札における入札参加資格の決定及び入札参加者の決定
- (3) 指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合における指名業者の選定
- (4) 入札参加資格者の指名停止等に係る審査
- (5) 談合情報に係る調査及び審査
- (6) その他市長が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が指名した部長級の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 急施を要し委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 何人も、委員会の会議の内容について、外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部契約管財課が処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成18年5月1日訓令第23号)

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日訓令第25号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月4日訓令第39号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。